

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 中村 秀昭

愛知県緊急事態宣言発出を踏まえた適時開示実務上の対応について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、本日、愛知県より緊急事態宣言が発出されましたが、翌営業日（2020年4月13日）以降も当取引所市場における株式等の売買は、通常どおり行う予定でございます。なお、今後、愛知県が政府より緊急事態措置の対象区域に指定された場合におきましても、継続して通常どおり行う予定でございます（上場会社各社の代表者の皆様にも本日付名証自規第149号「愛知県緊急事態宣言発出に伴う売買の取扱いについて」によりご通知申し上げます。）。

今般の緊急事態宣言の発出を踏まえ、当面の適時開示実務上の対応について、下記のとおり、お知らせいたします。

また、上場会社の皆様からの適時開示等に関するお問合せやご相談につき、当面は、面談等の形式によらず、まずは電子メールでご一報いただく方法に統一させていただきたく存じます。

情報取扱責任者の皆様におかれましては、よろしく社内のご関係者にもご周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 重要な会社情報の適時開示

- 当取引所におけるTDnet（適時開示情報伝達システム）を通じた適時開示の業務は、通常どおり行っております。
- 上場会社の皆様の事業活動にも支障が生じている中ではありますが、必要な社内体制を確保いただき、引き続き、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にお努めくださいますようお願いいたします。
- 適時開示等の実施に関連して、お困りのことがございましたら、ご遠慮なく当取引所までご相談ください。

2. 決算内容の開示

- 通期及び四半期の決算内容につきましては、「45日以内」との慣行にとらわれず、確定次第に開示いただくことで差し支えありません。足元の状況を踏まえ、感染防止を最優先にいたううえで、適切な決算手続き及び決算内容の開示を行うことができるよう、必要に応じて、決算発表日程の見直しを行ってください¹。

¹ 決算発表が大幅に遅れる見込みとなった場合には、その旨の開示をご検討ください。

- 今般の感染症拡大の影響により、会計上の見積りが困難な場合など、会計処理や注記内容等に慎重な検討が必要となる場合には、会計監査人とも緊密に連携のうえ、決算内容を確定するようにしてください。
- 決算の確定作業の過程において、「売上高」や「営業利益」などの投資判断上重要な財務指標につき、公表済の業績予想の数値と集計された実績数値に大幅な乖離が判明した場合²や、公表済の配当予想の額を変更することとなった場合は、決算内容の確定に先立って、「業績予想の修正」又は「配当予想の修正」の適時開示をご検討ください。

3. 名証担当者との連絡

- 今般の感染症の拡大を踏まえ、当取引所では、対面による相談等を控えて、電子メールによりご質問・ご相談に対応しております。
- 事前相談をあらかじめ要請している事項³や提出書類の確認を含め、ご相談やご質問につきましては、まずは、電子メールによりご一報ください（詳細は、別紙1をご参照ください。）。
- 今後、当取引所から情報取扱責任者の皆様又は上場会社のご担当者の皆様へのご連絡にあたり、状況により、届け出いただいている緊急連絡先（携帯電話等）にご連絡を差し上げる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

※ 新型コロナウイルス感染症に関連する適時開示実務上の取扱い等については、上記のほか、これまでにお知らせした内容もあわせてご参照ください（詳細は、別紙2をご参照ください。）。

【添付資料】

- ・（別紙1）当面の適時開示等に関するお問合せ方法について
- ・（別紙2）新型コロナウイルス感染症に関する上場会社宛通知一覧

以 上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）
 電話：052-262-3174 電子メール：jisyukisei@nse.or.jp

² 経常利益や親会社株主に帰属する当期純利益等の数値が確定する前であっても、売上高や営業利益の乖離が判明した場合に、判明した内容を適切な注記を施して先行して開示することも考えられます。

³ 「適時開示ガイドブック」第1章 総説 23 ページ「② 事前相談の要否・時期の確認」参照

当面の適時開示等に関するお問合せ方法について

今般の新型コロナウイルス感染症を踏まえて、当取引所においても、上場管理担当者の在宅勤務や時差出勤等の対応を順次図っていく予定です。

そこで、当面、適時開示に関するご質問やご相談、提出書類等のお問合せにつきまして、面談の形式によらず、まずは電子メールでご一報いただく方法に統一させていただきたく存じます。

また、電子メールによりご連絡を頂戴する際には、お手数ながら、以下のグループメールアドレスを宛先又はCCにご追加くださいますようお願いいたします。

なお、適時開示当日の登録作業等に関するお問合せなどの緊急の案件については、これまでと同様、事前にお知らせしている担当者の連絡先までお電話にてご連絡ください。

【適時開示等に関するお問合せ先】

名古屋証券取引所 上場管理担当者 グループメールアドレス
kaiji_soudan@nse.or.jp

以 上

(別紙2)

新型コロナウイルス感染症に関する上場会社宛通知一覧

これまでに新型コロナウイルス感染症に関して、当取引所から上場会社宛にお知らせした事項は下表のとおりです。

各通知の内容の詳細は、上場会社通信サイトをご参照ください（一部は、当取引所ホームページにも掲載しております。）。

通知日	表 題
2020年2月10日	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適時開示実務上の取扱い(名証自規G第7号)
2020年3月3日	テレワーク支援のためのTDnet臨時IDの発行について(名証自規G第8号)
2020年3月3日	新型コロナウイルス感染症の影響による定時株主総会の基準日変更について(名証自規G第9号)
2020年3月18日	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応方針について(名証自規第110号)
2020年3月18日	新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報の早期開示のお願い(名証自規第111号)
2020年3月18日	新型コロナウイルス感染症の影響の開示に関する留意事項について(名証自規G第13号)
2020年3月25日	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上場制度上の対応について(パブリックコメント)
2020年4月6日	決算発表等の記者会見における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について ※名証記者クラブにおける決算記者実施会社宛通知
2020年4月10日	愛知県緊急事態宣言発出に伴う売買の取扱いについて(名証自規第149号)

以 上